

千葉科学大学留学生別科規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、千葉科学大学（以下「本学」という。）学則第73条第2項に規定された留学生別科（以下「別科」という。）について定める。

第2条 別科は、本学または他の日本の高等教育機関に入学を希望する者で、高等教育機関における講義を理解するに足る日本語の能力に欠ける者に対し、日本語を教授し、併せて日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

2 日本語・日本文化に興味・関心がある者に対して研修の機会を広く設ける。

第3条 別科の修業年数は1年とする。

2 在学期間は、2年を超えることはできない。

第4条 別科の学生定員は40名とする。

第2章 学生・学期及び休業日

第5条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 学期の区分に従い、学生を入学させかつ修了させることができるものとする。

3 必要に応じて、前学期と後学期をそれぞれ春学期と秋学期に対応させるものとする。

第6条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創業者の日 4月30日

(4) 創立記念日 5月4日

(5) 春期休業

(6) 夏期休業

(7) 冬期休業

(8) 学年末休業

2 学長は、前項の第5号から第8号までの休業日を年度ごとに定める。

3 学長は、必要がある場合、第1項に定めた休業日を変更又は別に臨時に定めることができる。

第3章 授業科目・試験及び課程修了

第7条 授業科目と単位数は別表 の通りとする。

第8条 各授業の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、講義及び演習については、毎週1時間15週をもって1単位とする。

第9条 各授業科目の修了の認定は試験及び平素の成績により決定し、100点をもって満点として、60点以上を合格とし所定の単位を与える。

第10条 別科に1年以上在学し、次の修了要件の各号のすべて満し、かつ別に定める修了試験に合格した者には修了証書を授与する。

- (1) 修得単位数が40単位以上
- (2) 出席率が80%以上
- (3) 日本語能力が高等教育機関で受講が可能である水準に達していること
- (4) 公的な義務をすべてはたしていること

第4章 学籍の取得及び喪失

第11条 入学期は、学期始めとする。

第12条 別科に入学することのできる者は、相当の年齢（原則として18歳以上）に達し、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 外国において、学校教育における12年以上の正規の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (2) 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格を有する者
- (3) その他、本学において前第1号と同等以上の資格があると認められた者

第13条 入学を許可される者は所定の入学選考に合格したものでなければならない。

2 選考に関し、必要な事項は別に定める。

第14条 入学志願者は、募集要項に定める書類に所定の入学検定料をそえて指定する期間内に提出しなければならない。

2 提出書類に関して虚偽は判明した場合、合格通知後であっても、判明した時点でそれを取り消す。

第15条 入学を許可された者は、保証人連署の所定の誓約書、写真並びに所定の入学金及び授業料をそえて指定する期間内に提出しなければならない。

2 正当な理由なく入学式に出席しない者は入学許可を取り消す。

第16条 保証人の身分、住所などに変更があった場合は、直ちに大学に届け出なければならない。

2 保証人が死亡したとき、またはその他の理由によりその責任を果たすことができなくなったときは、直ちに新たに保証人を定めて保証書等、別に定める書類を大学に提出しなければならない。

第17条 特別の事由により退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署の退学届を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第18条 学則第45条に準拠して、学生が次の各号の一に該当するときは、学長は別科委員会（第24条）の審議を経て除籍することができる。

- (1) 在学期間就業して、なお修了が認められない者
- (2) 死亡または3ヶ月以上にわたり行方不明の者
- (3) 正当な理由なく、納付金（第20条）その他諸納付金納入の義務を怠り、督促を受けても誠意なく納入や対処をしない者

2 学則第49条第3項により、学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は、懲戒により退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、学生の本分に反した者

第5章 入学検定料、入学金及び授業料その他

第19条 本学の入学検定料、入学金及び授業料は別表 のとおりとする。

第20条 別科の学生は前条に定める入学金及び授業料（以下「納付金」という。）は別に定める規程により納入しなければならない。

2 特別の事由によって納付金を延納しなければならないときは、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

3 既納の納付金は、原則として返還しない。

第21条 別科の学生は第19条に定めるもののほか、教材費用、宿舍関係費、その他実習を支弁するために必要な額を予め納入するものとし、詳細は別に定める。

第6章 運営・組織

第 2 2 条 別科には別科長をおく。

第 2 3 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 3 条の第 1 項の規定に基づき、本別科に教授会に相当する組織を置く。

2 前項については、学長が別に定める。

第 2 4 条 別科の管理運営を適切、円滑かつ迅速に進めることを目的とし、留学生別科委員会（以下「別科委員会」という。）を置く。

2 別科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（ 1 ）留学生別科生の入学、修了

（ 2 ）前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、別科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

3 別科委員会に関する規程は、別に定める。

第 2 5 条 別科に関する事務は、学務部国際交流課が行う。

第 2 6 条 この規程に定めるもののほか、別科に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第 2 7 条 この規程の改廃は、別科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 2 2 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 2 6 年 9 月 2 4 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 （授業科目と単位数）

留学生別科の授業科目、単位数は、次の通りである。

授 業 科 目	単 位 数
日本語 （文型・文法A）	4
日本語 （文型・文法B）	4
日本語 （文型・文法C）	4
日本語 （文型・文法D）	4
日本語 （聴解A）	2
日本語 （聴解B）	2
日本語 （聴解C）	2
日本語 （聴解D）	2
日本語 （会話A）	2
日本語 （会話B）	2
日本語 （会話C）	2
日本語 （会話D）	2
日本語 （漢字・語彙A）	2
日本語 （漢字・語彙B）	2
日本語 （漢字・語彙C）	2
日本語 （漢字・語彙D）	2
日本語 （作文A）	2
日本語 （作文B）	2
日本語 （作文C）	2
日本語 （作文D）	2
日本語 （読解A）	2
日本語 （読解B）	2
日本語 （読解C）	2
日本語 （読解D）	2
日本語 （試験対策A）	4
日本語 （試験対策B）	4
日本語 （試験対策C）	4
日本語 （試験対策D）	4
情報科学A	2
情報科学B	2
情報科学C	2
情報科学D	2
総合学習A	4
総合学習B	4

総合学習 C	4
総合学習 D	4

別表 (入学検定料・入学金及び授業料)

	区 分	金 額
入学検定料		6,000円
入学金		50,000円
授業料	前学期(春学期)	300,000円
	後学期(秋学期)	300,000円